

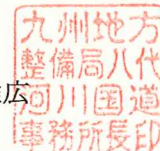
公 告

(八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務（地質調査・測量・設計等）に関する基本協定の締結）

次のとおり公告します。

平成23年 6月 3日

国土交通省九州地方整備局
八代河川国道事務所長 笠井 雅広



1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、八代河川国道事務所が管理する球磨川の直轄管理区間を主に、災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に迅速で的確な災害対応を行うため、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、被災施設の早期復旧及び災害の拡大防止に資することを目的とする。

(2) 業務実施場所

八代河川国道事務所が管理する球磨川の直轄管理区間を主な履行場所とする。

(3) 協定期間 平成23年 7月 1日（予定）～平成24年 3月31日

(4) 基本協定締結業者の選定は、業務実施体制、業務実績等に関する技術資料を総合的に評価して、協定締結業者10者程度を選定する。また、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 応募資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格、平成23・24年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格あるいは平成23・24年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、認定されてない場合もしくは協定締結後に一般競争参加資格を失効したときは、失効した日をもって協定を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 熊本県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

(6) 平成13年度～平成22年度に完了した業務において、熊本県内における国・県・機構等・市町村が発注した公共事業に関する、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務の業務実績を3件以上有すること。なお、業務実績は八代河川国道事務所発注の業務を優先的に評価する。

(7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、九州本土内に在勤であること。

① 以下の資格を保有すること。

ア) 技術士（総合管理部門、建設部門、応用理学部門 [選択科目；地質]）、又はRCCM（河川・砂防及び海岸・海洋部門、応用理学部門 [選択科目；地質]）を有する者が1名以上。

イ) 測量士1名以上、測量士補を含め総計が5名以上。

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格要件を満たしている者。

(2) 技術資料等説明資料に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2（電話 0965-32-4135）

国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所

担当：工務第一課長 上村 雅文（内線311）

専門員 宮元 謙次（内線313）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成23年 6月3日（金）から平成23年 6月23日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所：〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2

国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 3階 工務第一課内

③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：平成23年 6月3日（金）から平成23年 6月23日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：上記4.（2）②に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

5. その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局「八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務（地質調査・測量・設計等）に関する基本協定」の締結者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成23年 6月 3日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所長 笠井 雅広
熊本県八代市萩原町1丁目708-2

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、八代河川国道事務所が管理する球磨川の直轄管理区間を主に、災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に迅速で的確な災害対応を行うため、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、被災施設の早期復旧及び災害の拡大防止に資することを目的とする。

(2) 業務実施場所

八代河川国道事務所が管理する球磨川の直轄管理区間を主な履行場所とする。

(3) 協定期間 平成23年 7月 1日（予定） ～ 平成24年 3月31日

(4) 基本協定締結業者の選定は、業務実施体制、業務成績等に関する技術資料を総合的に評価して、協定締結業者10者程度を選定する。また、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

。

4. 応募資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格、平成23・24年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格あるいは平成23・24年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、認定されていない場合もしくは協定締結後に一般競争参加資格を失効したときは、失効した日をもって協定を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 平成13年度～平成22年度に完了した業務において、熊本県内における国・県・機構等・市町村が発注した公共事業に関する、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務の業務実績を3件以上有すること。なお、業務実績は八代河川国道事務所発注の業務を優先的に評価する。

(6) 熊本県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店

- 又は支店等営業所の住所による。)を有していること。
- (7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、九州本土内に在勤であること。
- ① 以下の資格を保有すること。
 - ア) 技術士(総合管理部門、建設部門、応用理学部門[選択科目;地質])、又はRCCM(河川・砂防及び海岸・海洋部門、応用理学部門[選択科目;地質])を有する者が1名以上。
 - イ) 測量士1名以上、測量士補を含め総計が5名以上。

5. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、4. に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- (2) 決定方法は、災害時における実用性について評価を行い10社程度決定する。

6. 協定締結応募資格の確認等

- (1) 本協定締結の応募希望者は、次に掲げるところにより申請書等を提出し、応募資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに応募資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

 - ① 提出期間：平成23年 6月 3日(金)から平成23年 6月23日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 3階 工務第一課内
担当：工務第一課長 上村 雅文(内線311)
専門員 宮元 謙次(内線313)
 - ③ 提出方法：持参又は、郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。
- (2) 申請書は、別紙「様式-1」により作成し、会社の代表印を押印すること。
- (3) 参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成23年 6月29日(水)までに書面にてFAXにより通知する。

7. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)
 - ① 提出期限：平成23年 7月4日(月) 17時00分。
 - ② 提出場所：上記6.(1)②に同じ。FAX番号：0965-32-1608
 - ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。

(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、八代河川国道事務所工務第一課長へ電話で確認すること(不在の場合は工務第一課職員で可)。
- (2) 当職は、説明を求められたときは、平成23年 7月8日(金)までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

8. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

(必須)

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	様式は[様式-1]とし、必ず会社の代表者印を押印すること。

(2) 企業の実績 [様式-2]	様式は [様式-2] とし、過去10ヶ年度（平成13年度から平成22年度までの間）に完了した熊本県内における国・県・市町村が発注した業務実績より、3件まで記載する。 実績の記載は八代河川国道事務所が発注した業務を優先し記載する。
(3) 技術者の資格 [様式-3]	様式は [様式-3] とし、4.(7) を満たす技術者を記入する。また資格の確認できる資料を提出する。 ①技術士（総合監理部門、建設部門、応用理学部門 [選択科目：地質]）、又はRCCM（河川・砂防及び海岸・海洋部門、応用理学部門 [選択科目：地質]）を有する者）については3名を上限に記載する。 ②測量士・測量士補については8名を上限に記載する。

(その他)

(4) 企業の表彰 [様式-2]	様式は [様式-2] とし、九州地方整備局発注業務で直近2ヶ年（平成21年度・平成22年度）における局長表彰又は事務所長表彰の有無を記載する。 記載した表彰について、表彰状の写しを添付すること。
---------------------	--

9. 評価に関する事項等

(必須) (その他)

評価項目	評価内容
業務実施体制	(様式-3により評価) ・応募資格要件4.(7) を満たす技術者の在勤人数。 ①技術士（総合監理部門、建設部門、応用理学部門 [選択科目：地質]）、又はRCCM（河川・砂防及び海岸・海洋部門、応用理学部門 [選択科目：地質]）の在勤人数 ②測量士の在勤人数
業務実績	(様式-2により評価) ・熊本県内における過去10ヶ年度（平成13年度から平成22年度）に完了した国、県等又は市町村発注の業務実績件数 実績の記載は八代河川国道事務所が発注した業務を優先し評価する。 ■業務成績の評価 ・九州地方整備局発注（九州管内事務所の発注業務含み）の過去2ヶ年度（平成21年度から平成22年度）における業務の平均点

評価項目	評価内容
企業の表彰	(様式-2により評価) ・九州地方整備局発注業務で直近2ヶ年（平成21年度・平成22年度）における局長表彰又は事務所長表彰の有無（用地関係を除く）

10. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局は、上記6.(1)②に同じ。
- (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間：平成23年 6月 3日(金)から平成23年 6月23日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
 - ② 交付場所：〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 工務第一課
 - ③ 交付方法：手渡しにより交付する。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間：平成23年 6月 3日(金)から平成23年 6月23日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：上記6.(1)②に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

11. 技術資料等説明書に対する質問

- (1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：平成23年 6月 3日(金)から平成23年 6月15日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：上記6.(1)②に同じ。FAX番号：0995-32-1608
 - ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
(注)：FAXで提出した場合は、FAX送信後、八代河川国道事務所 工務第一課長へ電話で確認すること（不在の場合は工務第一課職員で可）。
- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により平成23年 6月17日(金)までに行う。

12. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価・決定する。その結果は、平成23年6月29日(水)までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

13. その他

- (1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

基本協定参加資格確認申請書

平成23年〇〇月〇〇日

九州地方地方整備局

八代河川国道事務所長 笠井 雅広 殿

住 所 〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

平成23年6月3日付けで公告があった「八代河川国道事務所管内におけるおける災害時等応急対策業務（地質調査・測量・設計等）に関する基本協定」の締結に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書8.(2)に定める企業の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書8.(3)に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書8.(4)に定める企業の表彰記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 〇〇 〇〇

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(様式－２)

企 業 の 実 績 等

会 社 名： ○ ○ 株式会社

①業務実績

テクリス登録番号	完了年度	業務名称
	平成〇〇年	
	平成〇〇年	
	平成〇〇年	
	平成〇〇年	
	平成〇〇年	

※ テクリスに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付すること。テクリスデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

②表彰

表彰の種別	局長表彰 ・ 事務所長表彰
-------	---------------

※記載した表彰について、表彰状の写しを添付して下さい。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

基本協定参加資格確認申請書（別記様式－１） →必須提出

企業の実績（別記様式－２） →必須提出

表彰

表彰状の写し

技術者の資格

技術者の資格（別記様式－３） →必須提出

技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。